火葬炉設備設置工事業務
公募型プロポーザル実施要綱

令和８年９月

下仁田町

目　　次

Ⅰ　はじめに ---------- 1

Ⅱ　一般事項 ---------- 1
１　名 称
２　主催者
３　募集方法
４　審 査
５　性 格
６　建設事業の日程（予定）
７　事務局
８　資料等の入手

Ⅲ　日程 ---------- 2

Ⅳ　参加者の資格要件 ---------- 2
１　参加要件
２　参加不適格者等
３　失格基準

Ⅴ　審査 ---------- 2
１　審査方法
２　優先交渉者等の特定
３　審査結果の発表

Ⅵ　手続き ---------- 2
１　実施要綱の配布
２　参加表明書の提出
３　技術提案書の提出
４　質問・回答
５　現地案内

Ⅶ　工事請負契約 ---------- 3
１　契約の交渉
２　火葬炉設備工事概要
３　契約の条件
４　火葬炉設備の実施設計

Ⅷ　技術提案書の作成要綱 ---------- 4
１　基本事項
２　提出図書
３　著作権
４　提出書類の取扱い
５　経費の負担
６　その他

火葬炉設備設置工事業務
公募型プロポーザル実施要綱

Ⅰ　はじめに

現在、下仁田町にある火葬場は昭和 45 年(1970 年)の供用開始以来、約 56 年が経過しており、施設の老朽化が進み、環境基準、交通アクセス、バリアフリー対応の観点など、課題を多く内包する。

このため、新たな施設建設に向け、令和 8 年 7 月には「下仁田町新火葬場再整備基本構想」(以下「基本構想」という。)を作成した。

火葬炉設備は、「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号)(以下「墓埋法」という。)等の関係法令等を遵守する必要があるとともに遺体の尊厳性を保つ上で重要な設備である。その運転においては、公害防止に関する排出基準等法的な基準が定められてはいないが、燃焼排ガス中の大気汚染物質(ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類等)悪臭、騒音、振動等の環境汚染や周辺環境に十分配慮し、周辺環境に影響を与えないことが求められる。

火葬炉設備の仕様は、建物の必要空間に影響を与えるとともに、運営及び維持管理についても非常に重要である。火葬炉設備については環境に配慮した最良のものを技術提案していただき、その内容及び能力・適正等を総合的に判断し、本事業に最も適した火葬炉設備業者の選定を目的として、公募型プロポーザルを実施する。

Ⅱ　一般事項

1　名称　　火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル
(以下「本プロポーザル」という。)

2　主催者　　下仁田町 (以下「町」という、)

3　契約方法　公募型プロポーザル方式による随意契約

4　審査　　審査は審査委員会において優先交渉権者及び次点者を選定する。審査委員会は、火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)及びその委員がその任に当るものとする。

5　業務内容　火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル要求水準書の通り

6　契約期間　契約締結の翌日から工事完成の日まで

7　建設事業の日程(予定)

(1)火葬炉業者の選定　令和8年9月～令和8年11月(予定)
(2)基本設計　　令和8年12月～令和10年3月(予定)
(3)実施設計　　令和8年12月～令和10年3月(予定)
(4)建設工事　　令和10年5月～令和11年3月(予定)

8　事務局　　下仁田町役場　総務課　秘書係
〒370-2601　群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 番地
TEL:0274-82-2111
E-mail:hisyo@town.shimonita.lg.jp

9　資料等の入手　実施要綱、付属資料、質問回答、結果発表等の関係書類は、下仁田町ホームページ(以下「ホームページ」という。)から、ダウンロードし入手する。なお、下仁田町役場での閲覧配布は行わない。

10 提案限度額　　96,030,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
なお提案限度額を超えた場合は失格とする。※設計及び施工の合計金額とする 。

11 その他　　技術提案書は、火葬炉設備の基本的な考え方や公害防止に関する技術力と、与えられた条件下における提案等を評価し、優先交渉権者を選定するために求めるものである。

Ⅲ　日程

ア	実施要綱等の配布期間	令和8年	9月28日(月)～10月5日(月)
イ	質問の受付期限		10月 5日(月)17時まで
ウ	質問への回答日		10月 8日(木)
エ	参加意向申出書		10月15日(木)17時まで
オ	技術提案書の提出期限		11月20日(金)17時まで
カ	審査日(技術提案書審査)		11月24日(火)予定
ケ	審査結果発表及び通知の日		11月26日(木)予定

Ⅳ　参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の資格要件等は、次のとおりである。

1　参加資格

参加者は参加意向申出書の提出日現在、次の各号に該当していることを参加資格とする。

(1)　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者でないこと。

(2)　下仁田町が管理する「下仁田町建設工事請負業者等指名停止措置要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3)　建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。

(4)　配置技術者は、建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
ただし、契約までの間は、建設業法第 26 条第 3 項は除く。
また、配置技術者は技術提案提出日以前 3 ヵ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

(5)　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事更生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者ではないこと。

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者、又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

(7)　プロポーザル参加申込時点で、納付すべき国税及び地方税の滞納がないこと。

(8)　公序良俗に反する行為を行っていないこと。また、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等ではないこと。

(9)　自ら火葬炉を製造する者のうち、群馬県内において、平成 28 年 4 月 1 日以降に、1 基以上の火葬炉を備えた火葬場の新設に伴い、火葬炉設備の新設工事を施工した実績を有する者。ただし、既存の火葬場における火葬炉の増設、更新その他これらに類する工事の実績は、施工実績として認めないものとする。

2　参加不適格者等

審査委員会及びその委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は参加できない。

3　失格基準

次の各号に該当する場合、その提案に係る参加者は失格とする。

(1)　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

(2)　提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

(3)　作成要綱に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

(4)　本審査が終了するまでに、審査委員に対して審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合

Ⅴ　審査

1　審査方法

審査は、参加者の技術力、経験、創造性、テーマに対する考え方等について、総合的に審査を行う。技術提案書の審査を行い、優先交渉権者等を選定する。審査は、非公開とする。

2　優先交渉権者等の特定

町は審査委員会から推薦を受けた者を、優先交渉権者等として特定する。

3　審査結果の発表

審査の結果は、参加者全員に通知する。また審査結果は、ホームページに掲載し公表する。

Ⅵ 手続き

1 実施要綱の配布

（1） 配布する資料

ア 火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル実施要綱

イ 火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル要求水準書

（2） 配布期間 令和8年9月28日～10月5日の間にホームページからダウンロードすること。

2 質問･回答

（1） 質問の受付期限

令和8年10月5日17時まで(必着)

（土･日曜日、祝日及び振り替え休日は除く。受付時間は 時 分から 時まで）

（2） 受付場所 下仁田町役場総務課秘書係

（3） 質問方法 質問は様式 0-1 により、メールで質問を受付ける。（受信確認を電話で行うこと。）

E-mail:hisyo@town.shimonita.lg.jp

※メール件名は「火葬場設備設置工事質問（企業名）」とする。

（4） 回答 質問の回答は、10月8日17時までに、ホームページにて順次回答する。

3 参加意向申出書の提出

（1） 提出期限 令和8年10月15日17 時まで(必着)

（土･日曜日、祝日及び振り替え休日は除く。受付時間は 8時30分から17時まで）

（2） 提出場所 下仁田町役場総務課秘書係

（3） 提出方法 様式 0-2 参加意向申出書、様式 0-3 会社概要及び納入実績により、持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。受付期限までに必着)による。

4 技術提案書の提出

（1） 提出期限 令和8年11月20日17 時まで(必着)

（土･日曜日、祝日及び振り替え休日は除く。受付時間は8時30分から17時まで）

（2） 提出場所 下仁田町役場総務課秘書係

（3） 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着)による。

5 現地案内

町で実施することは予定していない。

Ⅶ 工事請負契約

1 契約の交渉

（1） 町は、優先交渉権者と契約交渉を行い、技術提案書を基本として、随意契約する。

契約は、実施設計図書が完成するとともに、令和10年度を予定する。

（2） 契約条件等で合意に至らなかった場合は、契約の締結を行わず、次点と評価された者との契約交渉を行うこととする。

（3） 優先交渉者等が、選定後に「Ⅳ 参加者の資格要件」に定める事項に該当しなくなった場合は契約しないこととし、この場合、町は一切の損害賠償の責を負わないこととする。

2 火葬炉設備工事概要

（1） 工 事 名 下仁田町火葬場火葬炉設備設置工事（仮）

（2） 工事箇所 群馬県甘楽郡下仁田町大字下小坂 1386-1 及び 1387-1

敷地面積:2514 ㎡

用途地域: 都市計画区域/非線引き区域

（3） 工事内容 下仁田町火葬場建設工事（仮)に係る火葬炉設備設置工事一式

（4） 履行期間 契約の日から令和11年3月まで（予定）

3 契約の条件

町が定める方法により算出した金額を上限として、見積書を徴取し、落札の結果、随意契約を行う。

4 火葬炉設備の実施設計

（1） 優先交渉権者は火葬炉設備の実施設計を行うとともに、下仁田町火葬場建設工事（仮）に係る建築設計の打合せ等に参加し、建築設計に必要な資料の作成及び提供について協力するものとする。また、これらの実施設計に要する費用はすべて優先交渉権者の負担とする。

（2） 実施設計は、プロポーザルに係る技術提案の内容を基本とし、建築設計等を踏まえ、建築設計業務の受託者と当該工事内容の詳細について協議を行い、実施設計書をまとめるものとする。

Ⅷ 技術提案書の作成要綱

1 基本事項

（1） 技術提案書は、「火葬炉設備設置工事業務プロポーザル要求水準書」を満たす施設として、＜様式 1 から様式 4―6＞の中で表現するものとする。

（2） 技術提案書の様式ごとのページ配分は任意とし、A4縦ファイルの左綴じとする。

（3） 提出部数については、印刷物7部とし、下記提出図書を記録した電子メディア（CD-R）を 1 媒体提出すること。

2 提出図書

（1） 火葬炉設備仕様書（火葬炉設備全体の具体的な設備仕様書を添付のこと。）

（2） 燃焼計算書、各設備能力計算書

（3） 図面（図面はA3とする）

① 火葬炉設備フローシート及び火葬炉設備計装フローシート
② 火葬炉設備設置にかかる配置図、平面図、立面図
③ 築炉構造図
④ 炉内台車
⑤ バーナー（主燃焼、再燃焼）
⑥ 排ガス処理設備、排気設備
⑦ 残骨灰処理設備
⑧ 柩運搬車、台車運搬車
⑨ 炉前冷却室

（4） 電気計装

① 電気設備容量計算書及びシステム運転時負荷計算書
② 各設備機器仕様書
③ 制御及び計装一覧表
④ 中央監視盤、炉操作盤等必要な盤類の形態図及びシステム内容

（5） 排ガス等の実績値 ＜様式1＞

※ 同じ設備を納入している 2 ヵ所について実績値を表記し、計量証明書も添付すること。

（6） 維持管理費概算見積書 ＜様式2―1～3＞

（7） 項目別工事費見積書 ＜様式3＞

※ 火葬炉設備工事として単独発注することを前提とした見積りとすること。
※ 見積書の内容は提案書の内容を反映させたものとすること。

（8） 提案書

① 火葬に対する考え方と設備の設計方針 ＜様式4―1＞
② 火葬炉設備の安全対策 ＜様式4―2＞
③ 火葬炉設備の環境保全対策 ＜様式4―3＞
④ 火葬炉設備全体の保守・点検・修繕・長寿命化に対する考え方と取組 ＜様式4―4＞
⑤ コスト縮減に対する考え方と取組 ＜様式4―5＞
⑥ 火葬炉設備や火葬に関する自由提案 ＜様式4―6＞

3 著作権

提出された技術提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

4 提出書類の取扱い

町は、本プロポーザルに関する事項の公表、その他町が必要と認めるときに、技術提案書を複製し、無償で使用することができるものとする。

5 経費の負担

参加意向申出書等の作成費、旅費、その他プロポーザルの参加に関して要した一切の経費は、参加者の負担とする。

6 その他

(1) 提出期限以降における技術提案書の差替えは、認めない。

(2) 技術提案書の提出は、1 者につき 1 件とする。

(3) 提出された技術提案書は、返却しない。

(4) 提出された書類について、下仁田町情報公開条例(平成 12 年下仁田町条例第 59 号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

(5) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(6) プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成 4 年法律第 51 号)の規定による計量単位に限る。

＜様式0-1＞

火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル

質　問　書

令和　年　　月　　日

下仁田町長　岩崎　正春　様

住 所

商号又は名称

代表者　　印

担当者

電話番号

ＦＡＸ番号

E-mail

「火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル」について、次の事項を質問します。

区　分	質　問　事　項

備　考

区分は実施要綱、要求水準書等の項目を記載してください。

＜様式0-2＞

火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル

参 加 意 向 申 出 書

令和　年　　月　　日

下仁田町長　岩崎　正春　様

住 所

商号又は名称

代表者　　印

担当者

電話番号

ＦＡＸ番号

E-mail

「火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル」について、会社概要及び納入実績を添付の上、参加することを表明します。

＜様式0-3＞

火葬炉設備設置工事業務公募型プロポーザル

会社概要及び納入実績

1 会社名			
2 本社住所			
3 代表者名			
4 電話・ＦＡＸ	（ 電話 ） （ ＦＡＸ ）		
5 設立年・資本金	（ 設立年 ） （ 資本金 ）		
6 社員数 ※ 火葬業務従事者は除く	社員数 名 事務職 名、 技術職 名（ 内監理技術者 名 ）		
7 当地域担当支社支店又は営業所	（ 住所 ）		
	（ 名称 ）		
	（ 電話 ） （ ＦＡＸ ）		
	社員数 名 事務職 名、 技術職 名（ 内監理技術者 名 ）		
8 建設業許可区分・番号			
9 品質・環境マネジメントの認証取得			
10 納入実績 ※1	全国： 施設数 施設（ 火葬炉 基、動物炉 基、汚物炉 基 ）		
	群馬県内： 施設数 施設（ 火葬炉 基、動物炉 基、汚物炉 基 ）		
11 最近３年間の売り上げ実績	令和 年度 万円	令和 年度 万円	令和 年度 万円

※1 ・平成 28 年度以降に納入したもの（工事中も含む。） について記入すること。

・添付書類として、納入実績内訳表を添付すること。（書式自由）

・納入実績内訳表には、所在地、納入先、種類別基数、集じん方式及び竣工年月を記入すること。